

平成26年4月1日から水道局と建設部下水道課は『水道部』として組織を統合します

平成26年4月1日から、市民の生活基盤である上水道と下水道を『水道部』として組織統合し、安全でおいしい水の安定供給と適正な排水処理を一体的に行うことにより、安全で質の高い市民サービスを提供いたします。

窓口は、現在の水道部庁舎（うるま市兼箇段896番地）と下水道工事係は与那城庁舎で行っておりますが、平成26年度中に下水道工事係は、水道部庁舎へ移転を予定しておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

◆組織図（新旧対照表）

旧（平成26年3月31日まで）

水道局
総務課
料金課
管理課
工務課
建設部
下水道課



新（平成26年4月1日以降）

水道部	主な業務内容
総務課 ☎975-2200	・水道事業の予算決算等に関すること ・総合計画等に関すること ・庶務に関すること
営業課 ☎975-2201 ☎975-2202	・水道料金に関すること ・引っ越しに伴う水道の開閉栓に関すること ・使用水量に関すること ・給水工事に関すること
工務課 ☎975-2203 ☎975-0305	・水道送水管及び配水管工事に関すること ・水道の修理及び水漏れに関すること ・断水及び水質に関すること ・その他水道施設工事に関すること
下水道課 ☎973-7978	・下水道事業の予算決算等に関すること ・下水道施設の維持管理に関すること ・下水道使用料に関すること
☎978-3685	・下水道工事に関すること

うるま市では、より簡素で効率的な組織運営をめざし、随時、組織の見直しを検討しています。

平成26・27年度の 保険料賦課限度額の改正について

後期高齢者医療制度では、年々増加する医療費の動向を踏まえて、2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である高齢者一人ひとりに、保険料のご負担をお願いしています。

平成26・27年度の保険料率については、約26億円の剰余金見込額を活用し、据え置きとすることが決定されました。

また、保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、57万円に改められました。

高齢者の皆様には、ご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成26・27年度保険料率

所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

（平成20年度より据え置き）

保険料賦課限度額

平成26年度（改正後）	平成25年度（改正前）	前年度比
57万円	55万円	+2万円

※上記の金額については、平成26年2月14日開催、「平成26年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において可決されました。（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

【お問い合わせ】 沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 ☎963-8012